

令和元年度第6回

昭島市国民健康保険運営協議会議事録

令和2年1月17日

保健福祉部保険年金課

令和元年度第6回昭島市国民健康保険運営協議会

令和2年1月17日（金）午後1時30分開会

昭島市役所 庁議室

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 昭島市国民健康保険税税率の改定について
- (2) 昭島市国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額改定について
昭島市国保財政健全化計画（赤字解消・削減計画）の一部変更について

(諮問)

3. その他

出席委員（7名）

委 員	下 田 初 穂 君	委 員	石 原 正 昭 君
委 員	五 藤 英 恵 君	委 員	岸 野 康 夫 君
委 員	島 津 智 子 君	委 員	熱 田 喜 信 君
委 員	鈴 木 克 仁 君		

欠席委員（3名）

委 員	久 保 昇 君	委 員	山 川 博 生 君
委 員	山 本 莊 太 郎 君		

説明者

保健福祉部長 佐藤 一夫	保険年金課長 岡本 由紀子
保険年金課保険係長 菅野 達也	保険年金課賦課担当係長 山梨 智恵子
保険年金課保険係主任 奈良 直美	

(午後 1時30分)

◎開 会

○事務局 定刻となりましたので、協議会を始めたいと思いますので、会長よろしくお願ひいたします。

○会長 それでは、今年初めてですので、皆さん、改めましておめでとうございます。また今年もよろしくお願ひいたします。

(1) 昭島市国民健康保険税税率の改定について

○会長 それでは、議題に入らせていただきます。

前回の流れの中で国保事業全体についての資料の請求がありました。最初にその説明をいただいて、それから今日の議題であります国民健康保険税率の改定についてと限度額の改定についてに入りたいと思います。

それでは、事務局から資料の確認と説明をしていただきたいと思います。

○事務局 よろしくお願ひいたします。

まず、保健事業ですが、こちらの大きなA3サイズの1/4資料になります。向かって左側の上の部分に、国民健康保険の特別会計の中に占める保健事業の費用のイメージ図を描かせていただきました。この図の保健事業、歳出で申しますと保健事業、事業費納付金、保険給付費等というような形で3つのエリアに分けてあるんですが、実際の金額からいいますと、保健事業費というのが支出全体の1%程度の金額です。この図ですと、実際には予算の中で多くのボリュームを占めているように見えてしまいます。あくまでもこの図はイメージというふうに捉えていただければと思います。

保健事業費は、今申し上げましたとおり、大体国保の予算の額と申しますのが110億後半、120億円になろうかどうかというようなところで推移をしておりますので、その中の1%で大体1億円を少し超えるような予算規模になっております。この事業を行うための財源としては、まず、昭島市からの一般会計繰入金と補助金・交付金等を主に財源としております。

国民健康保険の保健事業はイメージ図の横に①、②として書かせていただいたとおり、繰入金、補助金、交付金等を財源に行っているものと、もう一つ、市として市民全体の方がご利用いただける事業に、国保加入者の方にも参加していただき、国保予算からの支出をせずに、皆さんに参加をいただいているというような事業がございます。こうした大きく分けま

して2つの種類があるものですから、この左側の下の部分には、まず事業費としてお金がかかっている部分については、青い色、そのほか国保の特別会計からの支出が出ていないものについては、四角には囲ってあるんですけども、白い色であらわしております。

まず、繰入金の活用ですが、特定健康診査、特定保健指導、あとは昭島市の国保として独自に行っております人間ドックの費用補助、それから健康教育の一環といたしまして、年に1回、いきいき健康フェスティバルの中で講演会を行っております、その講師をお呼びするための費用がございます。

もう一つの補助金等を活用する事業は、特定健康診査、特定保健指導がこちらにも書いてあるんですが、これは費用を両方から使っているということで、後ほどご説明させていただきます。あとは、ジェネリック医薬品の使用推進になります。

次が、健診受診者のフォローアップ、これは特定健診を受診していただいた方に対するフォローアップ関係の事業、それから、今年から初めて開始したのですが、糖尿病の重症化予防のための事業、そして特定健診をもっと皆さんに利用していただくための受診勧奨事業も行っております。

また、こうした事業を効率的に行っていくために、医療と健康に関するデータの分析を行っております、このための費用もかかっております。

次に、青い色を付けていないほうになりますが、こちらは市の事業に国保の加入者の方も参加していただいているもの、健康課で行ってもらっている国保の加入者の方にある程度特化して行っている事業、各種ございます。それと、国保として保健事業以外にある事業といたしましては、国民健康保険団体連合会、こちらで都内の温泉施設、大体このあたりですと日の出町の、つるつる温泉、奥多摩町の、もえぎの湯、大体都内の、西のほうに集中しているんですけども、4カ所程度の温泉施設を利用するための補助利用券というのを発行しております。

これは、国民健康保険連合会の運営に負担金を出しておりますので、その中から事業の一環として行われているものです。

そのほか各種啓発事業、東京都や国から提供されます各種パンフレット、ポスター、去年は特定健診をぜひ受診してくださいという動画、プロの方がつくったアニメーションのコンテンツをただで使えますよというのがありましたので、そちらを東京都から動画を借りまして、1階のロビーの大型モニターで一定期間流したり、市のホームページの動画コーナーに載せたんですが、なかなか積極的に動画を見に行っていたかかないと見えないというところ

で、新しい取り組みということでやってみたんですが、正直言って余り利用していただけなかったなという結果が出てしまっている状況です。

右側のほうになりまして、ご紹介した事業の主なものに関しましての説明ですが、まず特定健康診査と特定保健指導、これは40歳以上の方を対象に、全ての医療保険者が実施しなければいけない事業とされております。一般的な健康診断よりもメタボリックシンドロームを予防する、生活習慣病を発症しないように、あるいは今病院にかかられているような方であっても、それが悪化していかないようにというところが重点にされている健診になります。

こちら、右側のほうに簡単な図を書いたんですが、もともと事業全体の費用を国と都とそれから市で3分の1ずつ負担をして実施するというルールにはなっているんですが、国のほうで設定をされています単価が大変低く、これは非常に大きな団体の医療保険者がこうした健診を行った場合にその費用で実施できるような金額で基準となる単価が設定されています。昭島市の負担分として算出された部分を負担した後、さらに実際の事業実施のために足りなかった部分についても昭島市国保として負担をして実施をしている状況です。

こちらについては、この単価設定を見直してほしいと各自治体の国保が何年もずっと要請をしているんですが、大幅に値上げというところにはまだ至っていない状況です。

近年の状況といたしましては、保健指導と健康診査を合わせまして1億円ぐらいの規模で実施をしております。

次に、ジェネリック医薬品の推進ですけれども、こちらは二本立てで考えておりまして、お薬をジェネリックに変えた場合に、お薬の料金が安くなる方には、はがきでお知らせを送りしております。併せて、啓発用のシールを、昭島市の国保に加入している方に全員に配っていることと、国のキャンペーンとして無料シールを各施設の窓口に設置をいたしまして、皆さんに自由にお持ち帰りいただくというようなことをしております。

このジェネリック医薬品の使用推進に関しましては、非常にわかりやすくその年度での効果額というのが出てまいります。最近の実績といたしましては、29年度が大体356万円ぐらいで、平成30年度は、被保険者の方が少なくなっている関係もありまして、大体280万円ぐらい、切りかえていただくことよっての効果がありました。

次に、人間ドック、脳ドックの利用補助ですが、こちらは平成18年から脳ドックの利用補助として対象者の方40歳以上ということで始めた事業です。脳ドックを利用された方にご申請をいただいて、上限1万5,000円までの補助をお出しするという形で行っています。特定健診が皆さんに無料で受けていただく健診としてありますので、そちらのメニューにはない

脳に特化した検査の補助を出すというところでスタートしたんですが、最近はずっと決まった医療機関で人間ドックを受けているので、そちらのほうを生かしたい、あえて特定健診と二重に受けなくてもというようなお話もかなり多くいただくようになりました。こうしたことから来年度からは、人間ドック全般、脳ドックを対象といたしまして、補助の金額を2万円にアップする。また、こちらの人間ドックの結果を市の国保にご提出いただくことによって、特定健診を受診したのと同じ扱いになり、特定健診の利用者率はアップになります。こちらの人間ドックをご利用いただくことによって、二重に健診を受ける必要はありませんので、特定健診のその方にかかる費用は少なくなるということで、一体的に特定健診のほうと実施していきたいと考えております。

なお、こちらの脳ドック、来年度からは人間ドック、脳ドック補助になりますが、こちらは、市の国保独自事業というところで、費用については全て市の財源を使っておりまして、大体これまで年間200万円台、少ない年ですと200万円前半、多い年ですと300万円に達するぐらいのところの補助をお出ししているような状態です。

このほか、事業実施に関しましては、通信費など若干な事務経費がかかっているような状況です。

国民健康保険としての保健事業実施についての考え方なんですが、主に現在行っているのは予防の部分なんですけれども、効果が実際にあらわれるまでは少し時間がかかってしまうと思うんですが、大変重要な事業であるというふうに認識しております。

ジェネリック医薬品の切りかえなどのように、具体的にすぐ数字であらわれてくるものは少ないんですけれども、今後も積極的に続けていきたいと考えております。

また、こうした特定健診ですとか保健指導の利用率というのが、お勤めの方が入っていらっしゃる被用者保険と比べまして、国保は皆さんのおうちに郵便でお知らせを出してというようなやり方ですので、なかなか利用率が上がりにくいというところがございます。こちらは、市町村国保の弱点になっているという部分だと思うんですが、ただ、市の場合には、国保自体で資源を持っていないなくても、市全体に対しての衛生部門、健康課といった部門ございますので、連携して、そちらで行っているような事業、資源を活用できるというところは、医療保険者としては恵まれた環境にあると思っております。

実際に事業を実施するに当たって補助金ですとかを活用するに当たりまして、国保で費用負担をしていないような事業でも、国保の方が参加しているというところで、実績として補助金の申請などに活用ができますので、そうしたことによりまして実績とポイントを確保す

ることで、次年度の費用の確保ができる、またそうしたことによってもらいました交付金については、国保の会計全体としての費用ですね、収入の確保へもつながっているような状況です。

最後になりますが、近年では、義務とはならないまでも、実施を強く求められる事業がございます。具体的に申しますと、糖尿病の方の重症化予防などですが、こうした事業は、実績があればポイントの確保になるんですけれども、実施しないと、国民健康保険全体としてもらえる交付金の中のマイナスポイントとしてカウントされてしまい、国保会計全体としての収入が減る原因にもなってしまう状況です。

国保は、現在赤字の経営ですので、なかなか保健事業を大々的に費用を入れて実施するということできていない状況です。市の考え方といたしまして、市民の方全体に向けてのさまざまな健康事業を行っているので、今のところは基本的にこの国保の保健事業に係る費用について、補助金等がもらえないものについては、市のほうの費用を繰入金として使いましょうという流れですけれども、いずれ国保会計の健全化をもう少し進めていければ、国保の本体の税収入ですとか、そういったものを財源として活用していくということも、将来に向けては目指していきたいと考えております。

保健事業につきましては、以上でございます。何かご意見ですとか、ここは何なんだろうというようなところ、ございますでしょうか。

○会長 続けて、もしなければ。

○事務局 よろしいですか。

では、続きまして、今度はA4のサイズの仮係数算定による令和2年度国保事業費納付金についてという2/4資料でございます。こちらは、東京都に国民健康保険の運用費用の原資として納めます事業費納付金の仮の係数で算定されたものが発表されましたので、そのご報告になります。

30年度から始まったこの事業費納付金制度、来年度に向けて3回目ですが、これまで年々金額が大きくなる傾向にありましたので、今回も少し多くなってしまうと思っていたんですが、実際には今年度の本係数よりも少ない金額が仮係数で示されました。これまで仮係数よりも本係数で金額が大きくなるケース、ありませんでしたので、金額全体といたしましては、この仮係数の金額がマックスの金額と考えて予算の検討ができるかなと考えております。

今までですと、こちらの仮係数の後の本係数の発表が2月の上旬になるということで、当初予算の算定を、仮係数の数字で行って、年度の途中で補正をするという流れできていまし

た。今年度につきましても、当初予算の検討はこの仮係数で行っているんですが、事業費納付金制度3年目になりまして、少しスケジュールが早くなっているようですので、令和2年度本係数で予算の検討、算定ができればと考えておりますが、まだ最終的なものが発表されていない状況です。

納付金の内訳については、金額全体としては下がったんですけれども、下のグラフ、3色に分けているものをごらんいただきますと、医療分、後期高齢者医療と介護事業に拠出するお金の3種類になるんですけれども、これがだんだん介護と後期、支援の部分の金額の割合がふえてきておりまして、医療の部分は今国保加入者の方が減ってきている状況ですので、今後も少し全体の金額としては小さくなるのかなと思うんですが、こちらの介護制度、それから後期高齢者医療制度に拠出するお金は、今後どんどん増えていってしまうのではないかなと考えております。

納付金につきましては以上、このような状況です。

○会長 ありがとうございます。

事務局からの説明は終わりましたけれども、10月25日の中で、この納付金のところと、それから事業のところについての資料ということで、今回の諮問についての保険税率の部分については、改定はない方向でいいのではないかとということでは、皆さんのご意見はいただいたかと思うんですが、改めてこの資料とそれからこの納付金の額、仮係数ですけれども、本係数ではこれよりも多くはならないであろうということですので、これでもって一応今回の健康保険税率の改定については、特に税率の変更はなしというようなところで皆さんのご意見、特にこれで変わらないということでもよろしいですか。

これでよろしければ、事務局と私どものほうで調整をさせていただいて、答申案を作成しまして、委員さんの皆さんに送らせていただいて、何かありましたらまた次回あるいは事務局へ連絡をいただいてというところで調整をしていきたいと思いますが、そういった流れでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○会長 それでは、今年度の諮問にありました、前回は答申案がある程度出ていますけれども、子どもの均等割軽減の継続についての部分と、それから国民健康保険税の改定についての答申案については、そういった形で作成をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

(2) 昭島市国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額改定について

昭島市国保財政健全化計画（赤字解消・削減計画）の一部変更について

○会長 それでは、新たに今日の議題2点ございます。

昭島市国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額改定についてと、昭島市国保財政健全化計画の一部変更についてという諮問、これについて、事務局から説明をしていただいでよろしいですか。

○事務局 その前に、諮問ということでございますので、会長さんのほうに私のほうから諮問をさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

2点ございますので、続けて読ませていただきます。

「諮問」

諮問第22号 昭島市国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額改定について。

諮問第23号 昭島市国保財政健全化計画（赤字解消・削減計画）の一部変更について。

○会長 それでは諮問を受けましたので、適当な時期を見計らいまして、答申したいと思えます。よろしくお願ひいたします

○事務局 ただいまの諮問の内容につきまして、委員の皆様には諮問の写しをお配りしますので、そちらのほうで改めてご確認ください。よろしくお願ひします。

○会長 それでは、事務局のほうから内容について説明をお願ひします。

○事務局 まず、国民健康保険税に係る課税限度額の改定についてですが、国民健康保険のお支払いいただく税金の額を計算しますのは、皆さんのそれぞれの収入から算定した所得金額に税率を掛けて金額を算定させていただいております。こちら、税金としてお支払いいただく額には上限が決まっております、それぞれ医療分とそれから後期高齢者支援分、介護納付金分の内訳3つの部分それぞれに上限の額が決まっております。現在は、医療分61万円、後期高齢者支援分が19万円、介護納付金分が16万円で、合計で96万円、どんなに収入、所得が多い方であっても、年間の金額といたしましては一つの世帯として96万円をマックスという形になっております。

ただ、こちらのほう、国のほうから地方税法を改正いたしまして、医療分のところを61万円から63万円に、それから介護納付金の部分を16万円から17万円にそれぞれ金額を値上げいたしまして、合計で99万円。3万円上限額を上げますという法律改正が上程されております。こちらはこれから国会にかかるといいますので、まだ確定はしてないんですけども、法律の改正が

通れば、来年の4月から、3万円金額が上がった形が法律で定める上限の金額となります。

こちらは、あくまでも法律でここまでの金額がマックスですよということが決められまして、実際にどこを上限額にするかというのは、それぞれの保険者に任されている部分です。昭島市の場合には、現在も法定の上限額と同じ金額を設定しておりますので、こちらについても3万円変わる部分については同じように3万円分の変更をしていきたいと考えております。こちらについては、条例改正を行うに当たりまして、運営協議会のご意見を伺いたいと考えて諮問したところでございます。

もう一つ、こちらの3/4資料、中ほどのところに、2として、保険税における低所得者の負担軽減の拡大というのでもう一つ表が載っておりますが、こちらは先ほどの諮問で簡単に触れさせていただきました均等割の軽減をするための基準額の変更でございます。こちらのほうも、基準額をそれぞれ1万円とそれから5,000円上げることによりまして、これまでよりも若干均等割が軽減される対象となる方の範囲がふえるという改正です。

こちらの法律改正の内容につきましては、法律が改正されたと同時に各保険者も必ずこちらの基準に直さなければいけないという内容ですので、運営協議会に諮問をお願いするという形ではなくて、来年度以降の国保税の内容改正のご報告という形をとらせていただきます。こちらの資料、下のほうは、今回の保険税の改定のイメージ図となっておりますので、よろしくお願いたします。

○会長 では、事務局の説明が終わりましたので、これについて何かご意見いただければと思いますが。

○A委員 上の表の63万円、後期19万、介護17万、合計99万、これは1世帯の金額でしたっけ。

○事務局 そうです。

○A委員 年間の金額。

○事務局 はい。

○A委員 現状の96万円の最高値といいますか、この世帯割合というのはどれぐらいの比率なんでしょうか。

○事務局 比率というのは出していないんですが、大体今200世帯弱ぐらいがこの限度額に該当されているようです。

○A委員 分母は何世帯。

○事務局 1万6,000ちょっとです。

○A委員 そうすると相当な高所得者ということですよ。

○事務局 そうですね。実際に計算をいたしますと、この限度額にぶつかるというのが、大体医療分の部分で所得金額にして900万円超えるぐらいの方になりますので。

○A委員 今の社会保障費の話は、なるべく資産、所得のある人にはある程度の負担をお願いするというのが当たり前というんですけれども、流れだと思われまので、私個人的には法律どおりでいいんじゃないかなと思いますけれども。

○会長 ほかにいかがですか。

○B委員 よろしいですか。

あくまでもこのイメージ図からなんですが、先ほど、今A委員さんからのご指摘どおりであると、マックス額に達さない方も比較的増額になるように見えるんですが、その辺はどうでしょうね。いわゆる斜めになっている部分ですね。

○事務局 右側の図の。

○B委員 はい。

○事務局 実際にはこちらのマックスに今なっていらっしゃる方が影響を受けるというような形になります。こうした上限額を値上げしていくということの理由なんですけれども、お勤めされている方の被用者保険、いわゆる社会保険の方はこの限度額に当たる方の全体としての割合というのが1.5%程度になるようにと決められています。昭島の場合は対象者の世帯が少ないんですけれども、国全体で見ますと、国民健康保険の場合、96万円ですと、実際この1.5%よりも大分多い方が対象になっていらっしゃるところで、それを医療保険として同じような形に持っていくという部分。それともう一つ、A委員がおっしゃられたような、ある程度所得の多い方についてはご負担をお願いするというような部分、それと、もしこの上限をこのままにしまして、保険税率あるいは保険料率を各保険者が料率を上げていってしまいますと、もともとこの限度額ぎりぎりのところにいた方というのは、保険税の金額が上がりまして、そこから限度額がマックスになりまして限度額の増額分以外は保険税額は変わらなくなります。それよりさらに上にいらっしゃる方というのは、保険税率の改定をしても、お支払いいただく額は限度額マックスで変わらないものですから、結局保険者として収入がふえる方向で改定を考えますので、このマックスのところにはぶつからないような中間層ぐらいの方の負担がどんどんふえるような形になっていってしまう、それをある程度防いでいきたいというのも狙いの一つとしてあるとは言われております。

○会長 よろしいですか。

○B委員 はい。

○会長 ほかにどうでしょうか。

今、A委員さんからもありましたけれども、所得の高い方にはその分だけ負担をしていただくというようなところを目的としたという形の見直しということのようですので、市の国民健康保険として、この見直しを国の限度額まで引き上げるというような形での考え方について、これでよろしいかどうかと、そんな形で理解させていただいてよろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○会長 これについては国の限度額というようなところへ上げるということではいけないと思います。

それでは、次の国民健康保険の健全化計画の一部変更というところにつきまして、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 では、4/4資料と、もう一つ、現在のこちらの計画を本日お配りしておりますので、両方をごらんいただきたいと思います。

先ほど諮問でも触れさせていただきましたが、こちらの計画、平成30年3月に計画を国から、赤字補てんを目的とした繰入金のある国保保険者は全体でつくってくださいというところがありまして、昭島市でも計画を策定いたしました。この時点では、今後この計画をつくってきちんと運営していくことを、交付金を各団体に交付する際のある程度指標として、採用していきますよというところは言われていたんですが、実際にはまず皆さん計画をつくってくださいというところで、どういったルールでポイントがもらえるのか、あるいはマイナスになるのかというようなところが余り示されていなかったんですね。

実際に30年度から運用が始まりました努力者支援制度という制度の中での内容が固まってきたんですけども、そちらを見ましたところ、昭島市の計画では、赤字を少なくしていくために健全化に向けて努力をしていくという流れを計画の一番後ろの別紙として、20年間にわたっての目標額を出しているんですけども、この計画書の示し方ですと、2年に一度は赤字補填のための繰入金を減らしていきますよという金額を具体的に書いているんですけども、その2年間の間の年に関しましては、前の年よりも上回らない額の繰入金に何とか抑えていきますよというところで、具体的な数値を入れない形でつくってあるんですね。

ただ、年度ごとに具体的な目標値をまず設定して、その目標を達成できたかどうかというのを毎年度確認をしていきますよというルールが示されましたので、この計画の進め方ですと、せっかくのポイントがもらえなくなってしまうというところをはっきりしましたので、まずその部分を具体的に金額を入れた形に直していきたい。ただ、保険税の改定検討を行いま

すのが、昭島市は2年に一回の今流れでルール化しておりますので、間の年というのはそんなに大きな収入を得られるような事業というのが特にございませんので、その間の年については小さい金額、約200万円を目標値にしておきまして、保険税の見直し改定を行う今年を約5,500万円、こちら今まで2年に一回の5,700万円のペースと考えておりましたので、これを2年間でそれぞれ分けて、金額目標値としては変わらないような形になっております。

また、もう1点、この目標を定めた時点は、まだ30年度の予算が検討中の時期だったんですが、この目標を削減できたという基準が、それぞれの年の決算値をベースに見ていきますよというところも、ここではっきりしてまいりましたので、30年度、実際には予算から決算に向けて繰入金、決算値では予算より小さい金額になっております。ですので、その部分は特に計画推進によって減額になった部分ではありませんので、基準になる金額がそもそも変わってきたんだというところがわかるような形に、別紙の中に1列表示をふやしまして、約3,000万円ほど実際には削減していくべき赤字額、解消すべき赤字額が減ったような形でのスタートになりますので、当然、最終的に解消する部分の赤字額も減っておりますが、計画の流れは、大きくは現行のものと変わらない形になっております。

ここで元号改正もございましたので、平成から令和に表示を直しまして、このような形で計画書の別紙の部分を改定、令和2年2月に改定を行ったという表示を計画書そのものには表示をする形で計画書の内容の変更を行いたいと今考えておきまして、そちらについてご意見をお願いしたいと思います。

○会長 よろしいですか。

では、事務局の説明が終わりました。ちょっとわかりにくいかなと思うんですが、現行と変更のを見比べていただくと、まず赤字の額が5億6,700から5億3,500に変わったと。大体3,000万ぐらい減っているということで、これの赤字解消について、この年度計画を変更するというにまず変えたというのが1つですよね。

それと、あとは2年ごとに5,700万の赤字解消を目指すというところを出していたのを、毎年出さなければいけないので、昭島市は2年に一遍という形で行っているんで、間の年は200万で改定の年には5,500万と、要は5,700万を分けて計上したと。

この2つの変更点ということでよろしいですかね。総体的な考え方の変更ということではないということでもよろしいですか。

○A委員 そうすると、これ毎年変更するということですかね。決算のタイミングというふうに変ってくるものじゃないんですか。

○事務局 当面はこの形で大丈夫かなと考えております。あとは、運用ルールのポイントの指標が大きく変わった場合には、そこは変えていかなければいけないかなと考えております。

○A委員 20年後の話を今してもなかなか難しい話だと思いますし、取り巻く環境がどうなるか全く不透明ですので、現時点でこれがいいか悪いかというのは、そうですねと言うしかないですよ。

○会長 今、保険を取り巻く状況というのはいろいろ変わってしまっていて、国会も、個人の負担もふやすとか、後期高齢でもふやすとか、そういった議論もされているとは思いますが、こういったやはり税のほうでも赤字解消とか、独立していかなければいけないというところでは、見直しというのはどうしても行っていないとというのがわかるんですが、これが現実、決算が、計画に基づいていなかったときに、どういうペナルティーがあるのかというのは、まだまだ示されてはいないわけですよ。

○事務局 でも一定の。

○会長 一定のあれは出ている。

○事務局 はい。交付金が減るといふ。お金がもらえなくなるということです。

○会長 そうすると、やはりこれの赤字解消、この計画に基づいた資金計画はやはりつくらなければいけないというところは守っていくということですね。

○事務局 基本的には、これに合った形にしていくために、どうしても基金の活用が必要になるのかなと思っておりますので、それを活用しながら、今度は計画どおり実施をしていって、交付金だけは満額をもらうようにしていきたいと考えております。

○会長 いかがでしょうか、この計画の変更については。今の話の中で、大もとの計画とそんなに変わっているところではないということと、そのペナルティーの部分については基金を活用しながらとかというところを踏まえて、変更については、これを認めるというような形で皆さんご意見でよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○会長 では、そういう形でいきたいと思っております。

それでは、答申案につきましては、また調整をさせていただいて、また皆様にお示しをさせていただきますしたいと思います。

◎その他

○会長 以上で、本日の議題についてはこれで終わりましたが、その他というのがありますけ

れども、これ、事務局のからありますか。

- 事務局 次回の日程でございます。今回は、1月31日金曜日ということで、ご案内文を1枚、最後のところにつけさせていただきました。答申案につきましては、郵送で来週中には送らせていただきますので、ご確認いただいて、次回のときの答申内容の検討・確認についてということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。
- 会長 それでは、次回、1月31日ということでございますので、皆様方お忙しい中、参加していただくようによろしくお願ひいたします。

◎閉 会

- 会長 それでは、本日はこれで日程を終了しましたので、これで散会いたしたいと思ひます。どうもご苦勞さまでした。

(午後 2時 分)

以上会議のてん末を記載し、その正確なることを証明するために署名する。

会 議 録 署 名 委 員

署名委員

署名委員

署名委員